

法定相続分

【宅建士合格広場】

Aには、父のみを同じくする兄Bと、両親を同じくする弟C及び弟Dがいたが、C及びDは、Aより先に死亡した。Aの両親は既に死亡しており、Aには内縁の妻Eがいるが、子はいない。Cには子F及び子Gが、Dには子Hがいる。Aが、平成30年8月1日に遺言を残さずに死亡した場合の相続財産の法定相続分として、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. Eが2分の1、Bが6分の1、Fが9分の1、Gが9分の1、Hが9分の1である。
2. Bが3分の1、Fが9分の2、Gが9分の2、Hが9分の2である。
3. Bが5分の1、Fが5分の1、Gが5分の1、Hが5分の2である。
4. Bが5分の1、Fが15分の4、Gが15分の4、Hが15分の4である。

【親族図】

